

II 活力と生きがい に満ちた西東京市の教育を築く 施策・事業

変化の激しい現代社会の動きに対し、的確かつ柔軟で迅速に対応していくために、学校、地域、行政が一体となった、活力ある西東京市の教育を築いていく必要があります。

そのためには、学校、家庭、地域、職場で、また個々の生活の中で、協働してさまざまな施策・事業の推進を図っていくことが重要となります。言い換えれば、全てを行政が行うのではなく、市民一人ひとりがそれぞれの役割意識を持って、真の市民参加を目指した活動の展開を進めていくということです。

学校教育においては、各学校で実施されている確かな学力の育成、豊かな心の育成、特色ある学校づくりの推進、不登校児童・生徒への対応、心身障害教育の充実、学校経営の改革、学習環境等の整備等を図り、一人ひとりが輝く、活力ある学校づくりを目指します。

生涯学習においては、さまざまな分野にわたる学習や活動が相互に連携し合い、学びを支える社会教育の充実、学習・文化（文化財の保護を含む）やスポーツ活動を支える基盤整備、青少年・家庭教育への支援等、人間性を豊かに、生きがい に満ちた地域づくりを目指します。

1 一人ひとりが輝き、活力ある学校づくり

児童・生徒の多様化や少子化が進展する中で、21世紀に活躍する西東京市の子どもたちの知性や感性を磨き、個性を尊重する指導を展開していきます。学習指導要領の基本的なねらいである「生きる力」を育むことや、課題解決能力を身に付けるために基礎的な学力の定着を図り、子どもたちの自主性や自律性を高めます。また、特色ある活気に満ちた学校づくりを進めることを通して自信や誇りを持たせると共に、総合的な学習の時間を一層充実させることによって、自ら学び、考える力等の育成を図り、市民の期待にこたえていきます。

(1) 確かな学力の育成

教育改革の大きな柱の一つである「確かな学力¹」の向上に向けて、各学校が児童・生徒、学校、地域の実態を踏まえ、創意工夫

¹ 確かな学力：これからの子どもたちに求められる学力で、生きる力を知の側面からとらえたもの。知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を指す。

して取り組めるよう支援を図っていきます。

① きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着

読み、書き、計算等をはじめとする、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図ります。また、予習や復習や反復学習の重要性についての教員の意識を高めると共に、家庭学習の励行について保護者の理解を求めていきます。

② 少人数指導、習熟度別指導の充実と拡大推進

少人数指導²・習熟度別指導³・ティームティーチング⁴（T.T）により、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。

③ 小学校高学年における教科担任制等の検討

高学年を中心に、教科担任制や交換授業⁵等の導入と拡大を図り、わかる授業づくりに努めます。

④ 中学校選択教科の充実

中学校の選択教科⁶を充実させ、補充的な学習や発展的な学習を行い、個に応じた指導を高める機会とします。

⑤ 外部講師の積極的活用

ゲストティーチャー⁷や、アシスタントティーチャー⁸としての学生ボランティア⁹等の教育ボランティアを積極的に活用し、専門性の高い指導に触れさせることにより、児童・生徒の学習に対する興味・関心・意欲を高め、主体的な学習態度の育成に役立てます。そのために武蔵野大学、多摩地区 14 大学の協力による学生ボランティアの拡充を図ります。

² **少人数指導（少人数学習集団）**：学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。

³ **習熟度別指導**：学年・学級を習熟の程度に応じて小集団に再編成し、効果的・効率的に学習指導を進める方法。平成 15 年 12 月学習指導要領の一部改正により、従前の中学校に加え、小学校でも指導計画の作成にあたって配慮すべき事項とされた。

⁴ **ティームティーチング（T.T）**：1つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法。

⁵ **交換授業**：小学校の学級担任が、学年内でいくつかの担当教科を交換して授業を行い、それぞれの個性や専門性を生かして、指導を充実させること。

⁶ **選択教科**：中学校で、課題学習や補充的な学習、発展的な学習等、生徒の特性等に応じた多様な学習活動を行うこと。選択教科等にあてる授業時間数は、第1学年は年間0～30時間、第2学年は50～85時間、第3学年は105～165時間までの範囲内で、各学校が定める。

⁷ **ゲストティーチャー**：より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人。

⁸ **アシスタントティーチャー**：授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人。

⁹ **学生ボランティア**：本市が提携する武蔵野大学や多摩ネットワークから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生。

⑥ 個に応じた指導法の工夫・改善

東京都教育委員会が実施する学力向上を図るための調査を基に、基礎的・基本的な学習内容の定着度を把握し、個に応じた指導法の工夫や改善を図ります。

(2) 豊かな心の育成

子どもたちが人間性豊かな心を育み、社会を支える国民・西東京市の市民として、社会生活に必要な基本的ルールを身に付け、社会の変化に対応できる力が蓄えられるように学習の機会を充実させます。

また、地域や自国の文化・伝統に触れる機会を充実させ、その理解を深め、地域社会や国際社会において日本人としての誇りを持って主体的に生きる精神を養います。

① 人権教育の推進

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)¹⁰について正しい理解の徹底を図り、現在実施している「人権の花」「人権作文」等の具体的な取り組みをはじめとする人権教育を推進し、暴力行為やいじめ等の問題の解決に努めると共に、自分や他人を大切に思いやるの心を育む教育を推進します。

② 生命尊重の教育の推進

教育活動全体を通して、動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのため、道徳教育や性教育等の充実、関係諸機関との連携、学校農園の活動等を通して、生命を大切に育む活動を、より一層進めていきます。

③ 道徳教育の充実

道徳の授業時数を確保し、副読本の活用等による道徳授業の向上のみならず、全教育活動での道徳教育の一層の充実を図ります。さらに、全校での道徳授業地区公開講座¹¹を継続実施する中で、保護者・地域の理解・協力を得ていきます。

④ 生き方教育の充実

小・中学校を通じた計画的・系統的な進路指導の一層の充実に努めます。特に、小学校においては地域の職業人との交流等、

¹⁰ 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年に国連総会において採択され、生存、保護、発達、参加という包括的権利を子どもに保障し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることを目指している。わが国は1994年(平成6年)4月に批准した。(条約の適用上、正式名称にある「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。)

¹¹ 道徳授業地区公開講座：学校・保護者・地域が連携して道徳教育を推進することにより、学校の道徳教育を活性化するため、道徳の授業を公開し、授業や子どもの様子について意見交換を行う講座。

中学校においては、地域の企業の協力による職業体験¹²等を通して、児童・生徒一人ひとりの望ましい勤労観・職業観を育てます。

⑤ 読書活動の充実

「朝の10分間読書」のように、読書の習慣化を図ることで、集中力を養うほかに、読書の楽しさを味わい、将来への夢を抱く機会となるよう、情操教育の一貫として読書活動の活性化を推進していきます。

また、学校図書館・公立図書館間の蔵書検索機能等、ネットワークを活用した読書活動の充実を図ります。

⑥ 健康教育の充実

知育・徳育・体育に加え、近年は「食」も重視されるようになり、生涯にわたって、心も体もたくましく健康的な生活が送れるような生活習慣の基礎を培う教育を進めていきます。

- 「健康教育副読本」¹³の作成・活用
- 保健主任・養護教諭の研修等の充実
- 養護教諭・栄養職員と学級担任による協力的指導

⑦ カウンセリング機能の充実

- 教育相談の充実

心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士等により、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー¹⁴等の心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また相談については、来室相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問相談等を行います。
- 学校訪問教育相談員等の派遣

小学校に学校訪問教育相談員やスクールピア¹⁵を派遣し、多面的な児童理解を支援し、問題行動の早期把握・早期対応を図ります。また、教育相談員等を小・中学校の研修会・事例検討会等に講師として派遣し、学校内の教育相談活動の支援の強化を図ります。

¹² 職業体験：市内外の事業所で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい勤労観・職業観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動。

¹³ 健康教育副読本：性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、健康にかかわる重要課題について市教育委員会が内容を編集し、児童・生徒の学習に活用する副読本。

¹⁴ プレイセラピー：プレイルームでの遊びや話を通して不安を解決し、子どもの成長を促す人。

¹⁵ スクールピア：心理学を選考した青年を小学校に派遣し、児童の話し相手・遊び相手、個別相談及び児童の授業参加への支援を行う。

- スクールカウンセラー¹⁶の配置
 中学校には、生徒、保護者、教員からの相談体制の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。昨今では不登校等、従来は思春期に多く見られた課題が、低年齢化してきていることから、対象児童の早期把握・早期対応のために小学校にも配置するよう、東京都に対して働きかけていきます。
 - 教育相談機能のネットワーク化
 既存の各ネットワークが、より有機的に機能するよう連携を図り、相談機能のネットワーク化を推進し、学校や民生・児童委員等地域・関係機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。
- ⑧ 指導体制の充実
 暴力行為やいじめ等を含めた問題行動への予防・対応について、生活指導主任会等での情報交換を深めると共に、学校の組織的な指導体制づくりについての指導・助言を行います。
 また、望ましい生活習慣や人間関係づくりを目指した指導のあり方等についての研修を深め、問題行動を未然に防止するよう努めます。
- ⑨ 体験学習の充実
- 菅平少年自然の家、姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）等との連携 ※平成16年11月に姉妹都市・須玉町が周辺6町村と合併し北杜市となったため、友好(交流)都市の調印に向けて現在調整中。
 サマースクールや山村留学等を検討します。
 - 移動教室の工夫（体験学習、現地周辺の自然・文化の活用）
 移動教室のあり方について、普段できない体験活動や現地の自然・歴史についての学習等を一層充実させていきます。
- ⑩ 奉仕活動等の推進
 学習活動に、介護施設や保育園への訪問活動等の社会体験や、校区内の清掃等の奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。
 また、関係機関や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人と関わる体験を深め、豊かな心を育みます。
- ふれあい給食の拡充
 核家族化が進む中、高齢者とのふれあいの機会を設けるこ

¹⁶ **スクールカウンセラー**：不登校など多様化する課題に対応するため、東京都の中学校全校に配置された臨床心理士等。学校組織の理解の上に立ち、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決、教員に対する研修、関係機関との連携を行うなど、専門的な立場からの助言を行う。

とにより、その教育的意義に着目し、各学校が教育課程に位置付けて実施するようになっています。

(3) 特色ある学校づくりの推進

校長がリーダーシップを発揮し、子どもや保護者、地域が望む学校を創り上げていくための支援を行います。また、学校ごとに定めた教育目標を実現するためのさまざまな取り組みを公開し、保護者、地域と共に教育を進めていくようにします。

① 特色ある学校を支援する人的配置

学校が特色ある教育活動を行えるように、少人数指導等の人的配置、学生ボランティアの導入、地域教育協力者の活用を一層進め、支援していきます。特に、中学校運動部活動への外部指導者の参加拡大を図ります。

② 特色ある教育課程の編成と実施

学校が、教育目標の達成を目指し、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるように支援していきます。さらに、「学校経営計画」¹⁷等の導入により、説明責任・結果責任を果たします。

○ 学校公開

児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めています。また、学校公開日一覧表を広報やホームページ等で紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。

○ 地域教育協力者の積極的活用

学校が特色ある教育に応じて、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、一層の充実を図っていきます。

③ 国際理解教育の推進

国際理解教育を一層推進し、わが国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や、海外経験のある保護者の協力、ALT¹⁸（外国人英語指導補助員）を活用した小・中学校の英語活動の充実を図ります。インターネットの利用による海外との交流の機会等により、意欲を

¹⁷ **学校経営計画**：平成 15 年度から全都立高校及び盲・ろう・養護学校に導入された、学校の自主的・自律的改革促進と個性化・特色化を図るための計画。計画、実施、評価を通して、改善を図るマネジメントサイクルの仕組みを用いている。

¹⁸ **ALT**：外国人英語指導補助員で、ALT (Assistant Language Teacher) ともいう。英語教員や学級担任の補助として、英語や英語活動の指導にあたる。平成 16 年度、本市では小学校 18 校に学級あたり 5 時間程度、中学校 9 校には 10 時間程度の補助員を配置している。

喚起して国際理解教育を高めます。

④ 教育の情報化への対応

高度に発展した情報化社会に生きる子どもたちには、「自ら学び、考える」ための情報収集の方法や情報を安全に活用する能力を身に付けることが必要とされています。そのための教育環境の整備を含め、情報通信ネットワークを本格的に活用する教育の情報化を推進します。

○ 学校におけるコンピュータ環境の整備

普通教室にコンピュータを整備し、普通教室、特別教室からもインターネット接続ができ、児童・生徒が情報を的確に収集・選択し、主体的に活用できるようコンピュータを活用した教育環境を整備します。小学校のパソコン教室においても、中学校と同様一人に1台の割合でパソコンを配備することを目指します。

○ 教育情報通信ネットワークの整備

ブロードバンド（常時接続、高速化）に対応したセキュリティの確保や有害情報の排除等の機能を持つ教育情報センターを拠点として、教育委員会と市内小・中学校（28校）や学校間でのネットワークを構築し、学校での高速インターネットの利用、情報の共有化、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、情報教育専門員を配置し、校内のコンピュータやネットワーク諸設備に関する学校からの問い合わせに、迅速に対応する機能を持っています。また、教育用ソフトや、学校で作成した情報教育に関するデータ等を収集・整理し、有益な情報を共有化すると共に、教育の情報化に主体的に対応する教職員の研修を実施します。

さらに、学校運営を支える文書管理・財務会計・備品管理システム等を、迅速かつ効率的に運用するために、事務室のコンピュータ環境も整備します。

○ 個人情報の保護

児童・生徒の個人情報の保護及び情報の適切な活用のために遵守すべき事項やモラルについて、教職員、児童・生徒の指導の徹底を図ります。

○ 情報発信の整備

学校案内パンフレットやホームページを作成するなど、学校の教育目標や特色をわかりやすく紹介し、できるだけ学校の情報を発信できるように環境・体制を整備します。

○ 教育用ソフトの充実

地域性のあるソフトの開発やコンテンツの活用を図る中で、教育用ソフトの充実を図ります。

⑤ 学校選択制の円滑なる実施

平成 15 年度に導入した小・中学校の新 1 年生について、保護者や子どもが指定された学校以外に希望する学校を選べる制度を引き続き推進します。そのために学校説明会やホームページ等を利用し、各学校の教育目標、教育方針、学校の特色等の情報提供を行います。

⑥ 長期休業中の児童・生徒に対する教育指導

長期休業中の教育指導のあり方を検討し、児童・生徒に対するさまざまな教育指導を工夫し、児童・生徒及び保護者の期待にこたえる個別指導や学習、文化、自然体験、スポーツ等の指導に努めます。

⑦ 中学校部活動の充実

中学校の運動部活動のほかに「校内スポーツクラブ」の設立を検討します。また、文化部活動についても外部指導員の協力を得るなどして一層の充実に努めます。

⑧ 学期制、休業日の検討

特色ある学校づくりを視野に入れつつ、また、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、休業日のあり方を検討します。

⑨ 小・中一貫教育の検討

小学校と中学校の学習や生活指導等がスムーズに移行できるよう、小・中一貫教育¹⁹を検討します。

(4) 不登校児童・生徒への対応

不登校傾向にある児童・生徒に対しては、学校・保護者と密に連携を取りながら必要に応じて個に合わせたサポートを行います。

① 個に応じた支援

○ メンタルフレンド²⁰制度の検討

不登校傾向にある児童・生徒に対して学校生活への復帰に向けてピアカウンセラー²¹等を養成し、メンタルフレンドと

¹⁹ 小・中一貫教育：中央教育審議会答申において示された、今後盛り込むべき施策の基本的な方向の1つで、異校種間連携の1つ。小・中学校の連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。

²⁰ メンタルフレンド：児童または保護者とのふれあいの中で児童の自主性、社会性等の伸長を援助する、児童の兄または姉の世代に相当するボランティアの青年。

²¹ ピアカウンセラー：仲間であるということ、気軽な関係であること等を活用して、相談者自らが持っている『問題解決する力』を引き出すように援助していく人。

して派遣することを検討します。

- I T²²活用による指導
不登校から家に引きこもり傾向にある児童・生徒の家庭にパソコンを貸し出し、家庭や学校での心の安定を目指す中で、学習の支援や社会生活への適応を促していきます。
- フリー教室²³設置の検討
学校に講師を派遣し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行い、児童・生徒が学校生活で充実感を得ることができるよう、フリー教室の設置を検討していきます。

② 社会的自立への支援

- 適応指導教室（スキップ教室）²⁴の充実
さまざまな要因による不登校の児童・生徒を対象にした、スキップ教室の整備充実に努めます。スキップ教室にパソコンを設置し、学校ネットワークに参加し、在籍学校とのつながりを深めながら個に応じた学習支援を行い、学校復帰を目指します。
- 体験活動の検討
不登校の児童・生徒の学校復帰に向けて、体験活動を充実していきます。

（５）心身障害教育の充実

近年の社会のノーマライゼーション²⁵の進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化の進行、通常学級に在籍するLD（学習障害）²⁶やADHD（注意欠陥／多動性障害）²⁷、高機能自閉症²⁸の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況は大きく変化してきており、国や東京都においても障害児教育のあり方について新たな検討を始めています。

²² I T：コンピュータやネットワーク等によって情報を収集、処理、発信する情報通信技術。

²³ フリー教室：不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行う教室。

²⁴ 適応指導教室（スキップ教室）：さまざまな理由から登校していない小・中学生に対して、指導員とのかわりやグループ活動を通して悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室。

²⁵ ノーマライゼーション：障害のある人もない人も、同じように社会の一員として社会参加し、自立した社会を目指すという考え方。

²⁶ LD（学習障害）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定なものの習得と使用に著しい困難を示す状態。

²⁷ ADHD（注意欠陥／多動性障害）：次のような3つの行動特徴が、長期間にわたりしばしば見られる状態。
①不注意…不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくすなど。②多動性…手足をそわそわ動かす、すぐに席を離れる、じっとしてられないなど。③衝動性…質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手など。

²⁸ 高機能自閉症：次の3つのことを特徴とする行動の障害である自閉症の内、3歳位までに現れ、知的発達の遅れを伴わないものをいう。①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわること。

市においては、西東京市障害児教育検討懇談会を平成 16 年 5 月に設置し、

- ◎ 国・東京都の特別支援教育²⁹の流れの中で、西東京市としてのあり方の検討
- ◎ 心身障害学級の新設、増設の検討
- ◎ その他の検討（障害児の介助・バリアフリー³⁰、交流教育等）

について検討していますが、障害児教育検討懇談会の意見、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な支援教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、教員の資質・専門性の向上を図ります。

障害のある児童・生徒への教育については、小・中学校に知的障害、情緒障害の心身障害学級を設置し、また、通常学級に通う心身に軽度の障害のある児童を対象とした情緒障害・言語障害の通級指導学級の開設等を行い、障害児学級の充実や指導の工夫・向上に努めています。

障害児教育検討懇談会からは、心身障害学級の新・増設について

- ◎ 小学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設
- ◎ 中学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設
- ◎ 小学校の情緒障害、言語障害の通級指導学級設置校の増設
- ◎ 小・中学校の新たな難聴・弱視・肢体不自由学級等の新設
- ◎ 中学校の情緒障害の通級指導学級の新設

など多く、課題としてあげられました。特に、緊急課題とされた小学校の知的障害の固定学級、情緒障害の通級指導学級を平成 17 年度から市の東側に増設し、今後実施される予定の特別支援教育へのスムーズな移行を図っているところです。

また、就学相談については、早期から障害児の相談を受けると共に、就学相談を適切に進められるよう、子どもの発達支援センター、幼児施設等関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。

²⁹ 特別支援教育(多様な支援教育)：従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含め、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う教育。

³⁰ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となる物を除去するという意味。また、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という広い意味でも用いられる。

(6) 学校経営改革の推進

今日の社会情勢を踏まえながら、校長が独自性を発揮した学校づくりができる体制を整えていきます。

① 学校の自主性、自律性の確立

学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取り組みを進めるため、それに応じた予算の配分や実績による配当などを行い、各学校の自主性、自律性を高めていきます。また、「学校経営計画」等を確立し、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討します。

② 学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上

○ 学校教育活動の組織的な取り組み

校長・教頭・主幹³¹等を中心として一層組織的に学校を運営し、学習指導や生活指導、進路指導等における多様な課題や保護者からの相談や苦情に対して、迅速かつ的確に対応できるようにします。

○ 人事考課制度³²を活用した教職員の資質の向上・能力開発

教職員の人事考課制度の趣旨を生かし、自己申告や業績評価、10年経験者研修の実施、キャリアプランの作成等により、教員の一層の資質・能力の向上を図ります。

○ 次代を担う人材の育成

学校の教育力向上のため、年齢や在籍年数にとらわれず、能力や意欲のある主任、次代の学校経営を担える人材の発掘と育成に努めます。

○ 研修・研究体制の充実

研究指定校等の研究奨励事業³³を通じて、学校の組織的な校内研究・研修のより一層の充実を図ります。また、教員の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や、体験を伴う研修等を取り入れるなど、内容を充実させ、情報化や国際化に対応できるよう指導力の向上や、公務員としての自覚の高揚を図っていきます。

³¹ 主幹：平成15年度から東京都の公立学校に導入された新しい職。教頭の補佐、教員間の調整、人材育成、指導・監督を行う。いずれは小学校には2名、中学校には3名の配置が予定されている。

³² 人事考課制度：自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・教頭が適切な指導や助言を行う。また、研修や自己啓発、適切な処遇等を行うことを通じて、職員の資質・能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図る制度。

³³ 研究奨励事業：西東京市立学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業。毎年、研究指定校2校程度、研究奨励校4校程度、研究奨励教員グループ6グループ以内を指定している。

地域との連携による安全確保の推進

登・下校時を含めた児童・生徒の安全・安心な環境確保を図るため、学校・家庭・地域及び警察との連携を図り、防犯及び災害時の体制強化を推進します。

防犯体制の強化

学校の敷地内・外の警備の巡回強化や防犯マニュアル等の整備を図ります。また、児童・生徒の登・下校時の安全を図るための防犯ブザーの配布、保護者・育成会・地域等の協力によるセーフティ教室の実施、さらに、市民パトロールへの支援等、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。

災害時の体制の強化

東京都及び市の地域防災計画との整合を図りつつ、学校ごとの防災計画を充実させると共に、校内の避難訓練を定期的に行う中で子どもたちの災害に対する意識を高めていきます。

不審者情報ホットラインの充実

現在、地域の方からの通報により市内に不審者を発見した場合、教育委員会から学校や児童青少年部へ情報を伝達し、市内の児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園への連絡を行っています。今後は隣接する区市とのネットワークの充実を検討します。

リアルタイムの情報発信の検討

警察や市の関係各課との連携を図り、生活安全情報メールマガジン・緊急情報の携帯電話へのメール配信等について、個人情報に十分配慮しつつ検討します。

地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実

全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会³⁴を一層充実させます。特に、学校経営を地域に公開し、市民感覚にのっとった意見等を聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるようにします。

学校訪問監査の実施

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録等についての監査的訪問を定期的に行い、服務等の適正化を図っていきます。また、学校配当予算等についても、適正な執行を管理していきます。

³⁴ 学校運営連絡協議会：保護者・地域関係者等で構成され学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方等について提言し、開かれた学校運営に寄与している。

公費、私費負担の見直し

義務教育学校運営費標準に基づき、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものを見直し、私費・公費の適正化を図ります。

(7) 学習環境等の整備

学校は、児童・生徒にとって学びの場であり、人間形成を育む生活の場でもあります。また、地域住民にとっては、地域の中心的な役割も持っています。従って、施設の安全確保と学習環境の改善を重点に整備を進めます。

特色ある、人に優しい学校施設

地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

余裕教室の活用

少人数指導に伴う小集団学習室の設置や社会科、英語科等、教科教室の特色化に伴う教室の確保等を念頭に置きつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

また、学校は市民の共有財産という観点から、学校施設・機能を地域の住民が活用できるようにしていきます。公共施設としての活用を推進するため、特別教室、多目的教室等を市民開放施設として整備していきます。

地域が共同で使用できるスペースの確保

展示場、図書館等の整備を図っていきます。

バリアフリー化、ユニバーサルデザイン³⁵採用の推進

エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の整備を図っていきます。

老朽校舎等の建替え及び改修

快適で安全な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館については、適正規模・適正配置に添うように計画的に建替えを推進し、改修については、順次大規模改修を実施していきます。

また、実施する際には、化学物質の発生がない、もしくは少ない建材の採用及び換気設備の設置等について配慮する計画・設計を行います。

³⁵ **ユニバーサルデザイン**：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。

- 大規模改修の推進
小学校6校、中学校3校の大規模改修を順次行います。
 - エアコン設備等の計画的配置
教育環境の改善のため特別教室から順次設置します。普通教室については、扇風機の設置を進めます。
 - トイレの改修
明るく快適に使用できるよう改修計画を立て、改善を図っていきます。
- ③ 校舎等の耐震補強化
校舎の安全を確保するために、耐震診断に基づく耐震補強工事を順次実施します。小学校は、平成15年度で全て完了しました。中学校については平成17年度で全て完了する予定です。
- ④ エコ・スクール化の推進
地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、子ども達が環境への影響を考えた生活を身につけられるように屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水等）、給湯・発電等の太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できるポケットパークの森）の創造等の推進を図ります。
- ⑤ 給食環境の整備
- ランチルームの整備
平成15年度中にすべての小学校で、給食の食器をアルマイトから強化磁器食器に改善しました。給食環境の改善を図るため、順次、小学校にランチルームを整備します。
 - 民間委託の拡大
小学校の給食調理業務については、多様な献立にも対応でき、子どもたちの評判も良く、かつ効率的な運用ができ、また、経済効果の高い民間委託を引き続き拡充していきます。
 - 中学校給食の検討
中学校の給食については自宅からの弁当を基本としますが、希望すれば当日でも予約が可能な「弁当外注方式」を検証しつつ、今後も検討していきます。
- ⑥ 学校図書館の整備
各学校図書館にパソコンを設置し、インターネットを通して公立図書館等の蔵書の検索等ができる環境を整備しました。また、コンピュータによる学校図書館管理システムを導入し、蔵書検索や、貸出し、返却等管理の効率化を図ると共に、学校間の相互貸借等、司書教諭と学校図書館専門員との連携等により、

子どもたちに利用しやすい学校図書館を目指します。

⑦ 学校の適正規模・適正配置の早期検討

市内の児童・生徒数、国や都の少人数学級への動向を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置の調査・検討を早期に行います。



2 人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくり

学習活動、芸術文化活動、体育・スポーツ・レクリエーション活動等、地域社会における社会教育活動の場と機会の充実を図り、市民が心のふれあいを深め、人間性を豊かに、生きがいに満ちた生活を営む地域づくりを目指します。

(1) 社会教育の特色を生かした青少年教育（中・高校生）への支援

社会の変化が激しい現代において、青少年がそれぞれの帰属する社会の仕組みに対応しながら、西東京市の地域社会の一員であるという自覚と、豊かな人間性を育むことを目指した青少年教育事業の充実を図ります。

社会教育においては、地域住民が青少年と共に活動に参加したり、親子で参加したり、異年齢での参加事業等、特色を生かしたこれらの体験活動の企画、実施やその奨励に努めます。また、姉妹都市との自然体験交流等、活動の場と機会の提供・確保と共に、その指導者の育成も図ります。

① 青少年自身の課題解決支援事業

青少年の発達段階やライフサイクル³⁶に応じた課題解決に対応する学習機会を充実することにより、青少年が多様な価値観に触れ、豊かな内面と自己解決能力を高めるような事業の展開を図ります。

② 地域社会形成者としての学びの支援事業への取り組み

ボランティア活動や多様な体験活動を通じて地域社会の一員としての自覚を促し、社会の中でたくましく生きていく力や自立性・社会性を育むような事業の充実を図ります。

③ 青少年の居場所づくり

地域の公民館・図書館、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）、公園等の公共施設を活用して、青少年が語りや交流、多様な活動を通じて成長できるように空間と出会いの場づくりを目指します。

④ 学校教育との連携

学校学習内容と社会教育活動が相互に生かされ、学習した内

³⁶ **ライフサイクル**：人が生まれて死に至るまでの一生涯のこと。平均的・標準的な人の発達を前提にした、主に心理的な規則的な変化の過程を意味する。

容を具体的に体験したり、深化させたりすることができる事業展開を図るため、学校教育との連携を図ります。

地域生涯学習事業³⁷を実施する中で、学校施設の利用状況や市民の活動情報の共有化等、学校との連携をより一層図ります。

⑤ 青少年活動団体の育成

青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、地域や学校と連携を取り、青少年活動団体の活性化を支援します。

⑥ 地域活動への支援

青少年と地域とのつながりを深め地域での子育て意識を高めるため、青少年が参加・参画できるような地域活動への支援を促進します。

⑦ 青少年活動指導者の育成

青少年活動指導者は、青少年の心と体の発達を支援する人材であるという観点に立ち、その役割を明確にして必要な資質を身に付けるため、継続的な養成、育成を図り、その資質の向上にも努めます。

(2) 家庭教育への支援

高度経済成長以来、日本の家庭は大きく変化してきました。核家族化とあふれる情報の中では、各家庭での子育ての方向性も見失いがちの状況にあります。また、子育てをしていく中で、ネグレクト³⁸等の児童虐待³⁹やドメスティック・バイオレンス⁴⁰の社会問題も起きています。こういった家庭教育をめぐる状況の変化を踏まえ、従前の家庭教育観にとらわれることなく、親自身が家庭教育の主体者として取り組めるよう、学習活動等を通じて家庭教育を支援していきます。

³⁷ **地域生涯学習事業**：学校週5日制を踏まえ、児童・生徒の文化・スポーツ等の体験学習や地域住民の学習活動を促進するために、地域の人材を活用し、市立小学校の施設を拠点としながら、自主的な組織である学校施設開放運営協議会を支援して展開する事業。

³⁸ **ネグレクト**：養育の放棄や怠慢を意味する。親子関係においてはさまざまな形をとって表れ、子どもの心身に大きな影響を与える。①一般的ネグレクト…食事の世話をしない。体や衣服が汚れていてもそのままにしておく。②医療的ネグレクト…子どもが病気で医療を必要とされる場合でも、病院へ連れて行かない。③教育的ネグレクト…子どもが学校へ行かなくても無関心でそのまま放置する。

³⁹ **児童虐待**：親または親に代わる養育者によって子どもに加えられる行為で次のように分類される。①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、（無視、拒否の態度、言葉による脅しなど）④ネグレクト。（養育の放棄または怠慢）

⁴⁰ **ドメスティック・バイオレンス**：一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振られる暴力」という意味で使用されることが多い。人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。内閣府では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため正式には使わず、「夫・パートナーからの暴力」という言葉を使う。

社会教育・生涯学習の観点から、「子育て支援計画」との整合や児童青少年部との連携を図りながら、支援体制を強化させていくと共に、教育相談課、子ども家庭支援センター、児童相談所等の機関とも連携を密にして青少年事業を推進していきます。

① **子育てに関する学習機会の充実**

個々の家庭での教育力を高めるため、子育ての講座や子育てに関する相談等機会の充実に努めます。

② **親子ふれあい事業の充実**

子育ての喜びを味わうことができる活動を通じて、親子のふれあい事業に取り組みます。

③ **子育て活動団体の育成・支援**

公民館保育室を活用しながら、子育ての喜びを共有する仲間づくりと「地域で、みんなで子育て」の意識づくりとを目指した交流を図り、子育て活動団体のネットワークづくりや活性化を図ります。

④ **地域における教育力の構築**

子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、西東京市の社会全体の宝であり、教育は本来、親、当人、社会全体が共同して行うものです。

子育てについての情報交換や交流活動を通じて、地域で支える子育て支援のネットワークづくりを進めます。

○ 「心の東京革命」⁴¹の一層の推進

東京都の「『心の東京革命』教育推進プラン」を考慮し、「心の東京革命」地域アドバイザー⁴²の活動や、地域で実施されている子育てに関する自主事業等への支援に努めます。

○ プレイリーダー⁴³の育成

全庁的な人材育成をテーマとして、関係部課との十分な連携を取り、子どものリーダー育成と活用場の提供に努めます。

⁴¹ **心の東京革命**：次代を担う子どもたちに対し、親や大人が責任をもって正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく取り組み。東京都で、平成12年8月に「心の東京革命行動プラン」を策定し、この取り組みを進めている。

⁴² **「心の東京革命」地域アドバイザー**：東京都が提唱する「心の東京革命」の普及や実践等の活動をするための養成講座を修了し、グループによる体験・交流の子育て活動や自主的な子育て講座等の実施などを通じて、地域での子育ての仲間づくりを手伝うボランティア。

⁴³ **プレイリーダー**：子どもによる自由な遊びを実現することを目的とした遊び場（プレイパーク）等で、子どもたちの遊びの見守りや指導、遊び道具の準備などを行う大人。

⑤ 児童虐待への対応

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)等、専門家等による人権学習を含めた学習機会の充実を図り、虐待の防止に努め、豊かな親子関係の創造と健全な育成に努める地域づくりを進めます。

また、学校や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とネットワークを組み、児童虐待に迅速・適切に対応できる仕組みづくりに協力します。

(3) 市民の多様な学びを支える社会教育の充実

市民の自主的、創造的な学習要求及び文化活動、体育・スポーツ活動、レクリエーション活動等の要求にこたえ、多様な社会教育事業の充実を図ります。

市民一人ひとりの社会教育活動に対する関心をさらに高め、市民交流の活性化を図りながら、地域づくりの原動力となる主催者・自治の主体としての市民、豊かな生活を担う教養ある市民の自己形成を支援していきます。

社会教育法の改正による新たな社会教育の分野としての「子育て支援」や「家庭教育の向上」「奉仕活動」「自然体験活動」等各種活動を推進していく上で、学校教育と社会教育との連携を図ります。

① 公民館事業の新たな展開

地域に密着した「学び合いの場」を提供し、市民主体のまちづくりにつなげていく参画・体験型学習に積極的に取り組んでいきます。

○ 公民館の体制、制度の見直し

行財政改革大綱で示された土・日の事業展開、公民館の管理・運営の民間委託について、積極的に民間のノウハウを導入し、効率的・効果的な運営を推進します。

○ 受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討

② 図書館事業の充実

○ 子どもの読書活動推進計画の策定

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないという観点から、積極的に環境の整備を推進する計画を策定します。

- 絵本と子育て事業⁴⁴（ブックスタート）の推進
- IT時代に即応したインターネットを活用する更なるサービスの充実と展開
市民が自由に選択できる質的、数的な図書資料の充実が最優先ですが、視聴覚資料（CD・DVD等）の充実にも努めていきます。
- IT施設設備の改修・整備
- 事業・業務の民間委託
公民館と同じように、行財政改革大綱で示された、民間のノウハウを導入・活用した事業・業務の民間委託及び市民嘱託員制度による人材活用を図ります。

③ 青少年にシフトした社会教育事業の展開

西東京市の未来を担う青少年が、精神的、社会的に自立した人間として健やかに育つことをすべての市民は願っています。そのために、青少年の主体性を尊重した青少年対象事業の充実を図ります。

また、民間のノウハウを活用し、公民館、図書館を利用した家庭教育の向上、体験を伴うさまざまな事業に取り組みます。

④ 質的に高い文化の創造

市民の文化活動に対して活動・発表の機会を提供し、地域の文化・伝統の継承を図ると共に、市民相互交流により、質の高い文化の創造を目指し、活気ある地域文化活動の充実を図ります。

- （仮称）文化振興計画の策定について市長部局との協議
- 市民文化祭の充実
- 姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）との文化交流

※平成16年11月に姉妹都市・須玉町が周辺6町村と合併し北杜市となったため、友好(交流)都市の調印に向けて現在調整中。

（４）市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実

市民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて心身の健康の維持と生きがいにも通じる楽しさを味わい、地域の人々との交流を深め、より豊かな社会生活を過ごせるよう、諸条件の整備に努めます。

① 生涯スポーツ環境の整備

⁴⁴ 絵本と子育て事業：子どもと保護者が、絵本を通じて親子のふれあいや、共に過ごす時間の楽しさ大切さなどを実感できるよう、3～4か月児健康診査の時に読み聞かせを実施したり、絵本を贈ったりする事業。

市民が、生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るために、地域や日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境整備を進めます。

(財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等と連携を取りながら、西東京市全体のスポーツの振興を図っていきます。体育施設の管理運営については、(財)文化・スポーツ振興財団を活用し、施設の効率的な運営と新たな各種事業の展開を目指します。

また、現状の体育施設の料金体系や使用時間帯についても、早急な見直しを図ります。

- スポーツ振興計画の策定
 - 市のスポーツ振興のための計画目標、施策、課題や方向性、(財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等関係団体との役割、機能を明らかにし、地域の市民ニーズを正しく把握し、実情実態に即した中・長期的かつ総合的な視点からの計画を策定します。
- 高齢者・障害者のスポーツ活動の確保と展開
- 地域スポーツの振興策
- 総合型地域スポーツクラブ⁴⁵の設立と広域スポーツセンターとの連携の検討

② スポーツ団体への支援・指導者の育成

市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体への支援、指導者の育成に努めます。

- 体育指導委員⁴⁶の資質の向上
- (財)文化・スポーツ振興財団、体育協会等によるリーダー養成教室との連携協力

③ 新たなスポーツ活動への取り組み

すべての市民が、自分に合うスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、新しいスポーツの導入、普及に努めます。

- ニュースポーツ⁴⁷の普及

⁴⁵ **総合型地域スポーツクラブ**：『地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態』であり、次のような特徴を持つクラブ。①複数の種目が用意されている。②子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じて、いつまでも活動できる。③活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる。④質の高い指導者のもと個々のスポーツニーズに応じた指導が行われる。

⁴⁶ **体育指導委員**：スポーツ振興法で非常勤の公務員として位置づけられた、市町村におけるスポーツ振興施策の推進役を担う地域のスポーツ指導者。

⁴⁷ **ニュースポーツ**：生涯スポーツ推進の中、地域住民や民間スポーツ団体によって工夫・考案された新しいスポーツ種目や、近年国内で普及し始めた外国生まれのスポーツ種目の総称。適度な運動量と安全性、技術習得のしやすさ、柔軟で簡易なルールと勝機の平等性などの要素を含むので、子どもからお年寄りまで、能力や好みに応じてふれあいや健康・体力づくりを目的に気軽に楽しめる。

体育協会に加盟している競技団体とは別に、地域の活動を中心としたニュースポーツ的なスポーツ団体についても、体育協会の地域の指導者や体育指導委員を中心に育成に努めます。

また、青少年の健全育成、週5日制に対応して、地域のスポーツの振興を目指した体育協会の各種競技団体が実施するスポーツ教室についても、場や日程の確保を図りながら充実・拡充を図ります。

- 姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）とのスポーツ交流
※平成16年11月に姉妹都市・須玉町が周辺6町村と合併し北杜市となったため、友好(交流)都市の調印に向けて現在調整中。
- 予定されている東京国体（平成25年度）に向けての体制の検討



(5) 地域を掘り起こし故郷を見直す文化財保護の推進

文化財や伝統文化を尊重し、暮らしに結びついた個性豊かな地域文化の創造を目指します。

① 文化財資料の収集、整理と活用

郷土の歴史・西東京市の文化伝統への理解と愛着を深めるため、遺跡からの出土品や、民具農具等の市内の文化財資料の収集、整理、公開に努めます。また、文化財行政推進の体制づくりを検討します。

- 遺物、民具の整理、特別展示会の開催
 数多く出土している遺物や西東京市の先人達が使用した民具の整備についても、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）への郷土資料室の移設に併せて一層の充実を図り、公開していきます。
- 南入経塚（みなみいりきょうづか）の調査への協力
 保谷・調布線（都市計画道路3-2-6）の施工に伴う、住吉町5丁目にある南入経塚の東京都の行う調査に協力します。

② 文化財の調査・保護

各種文化財の調査活動、保存、管理、展示、発表、伝承活動等の推進を図ります。

- 文化財の復元
旧田無村の穀櫃（こくびつ）の復元に向けての調査研究を進めます。
- 下野谷（したのや）遺跡の保存に向けての調査研究
下野谷遺跡の保存に向けて、財政措置も含めて計画化を図ります。その中で跡地の活用についても研究を進めます。

③ 文化財に親しむ機会の拡充

文化財に関する資料作成や講座等の実施により、郷土への理解、文化財保護への意識を高めます。

- 子どものための文化財教室の開催
- 文化財マップ、カードの作成
- 文化財ウィークへの取り組み

(6) 生涯学習環境の整備

「いつでも」「どこでも」「誰でも」できる学習が生涯学習であり、市民一人ひとりが生涯にわたって、「よりよく生きるために学ぶ」という自らの要求に根ざした学びが続けられるよう、学習環境の整備に努めます。

① 生涯学習の推進・支援体制の整備

市民の学習を総合的・全庁的に支援するための推進体制の充実を図ります。

- 生涯学習推進計画の取り組み
全庁的、体系的に取り組むため、市長部局とも連携を図りながら、計画を実行します。
- 生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点整備
多様な生涯学習活動を市民が主体的、日常的に展開できるよう、公共施設等を活用した市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点の整備を進めます。
- (仮称) 地域学習活動センターの設置
学校を地域の生涯学習の拠点と位置付け、市民参加の運営協議会を各学校に設置し、学校施設や地域の人材等を活用しながら学習・文化・スポーツ、体験事業等に取り組みます。

② 生涯学習情報システムの構築

全庁的に体系化された生涯学習情報システムを構築し、ITを活用した市民への情報提供に努めます。

- 生涯学習ガイドブックの作成
市民の学習ニーズを喚起し、市民の生涯学習活動の活性化を図るため、団体情報、施設情報、事業情報等の生涯学習関

連情報をまとめたガイドブックを作成します。

- ITを活用した生涯学習情報システムの検討
リアルタイムの的確な情報の提供を図るため、インターネット等を活用した生涯学習情報の広域的な収集・提供システムの検討を進めます。

③ 人材活用制度の拡充

自分が学んだことや能力を、他者や地域に生かすためのコーディネートするしくみや体制づくりを進めます。

- 生涯学習人材情報の整備、活用
文化・スポーツ等のさまざまな分野での専門的知識や技能を持つ地域人材情報を把握し、学校や地域、各団体に積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。
- 人材の発掘
市内の各分野の専門家の発掘とその活用に努めます。また、武蔵野大学や早稲田大学等、地域の高等教育機関からの人材活用についても検討します。

④ まちづくりに関する学びへの支援

市民が自分たちの住むまちを愛し、主体的にまちづくりに関われるよう学習機会の充実を図ります。

また、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」の総合的な推進への転換を図り、これまでの学習成果が生かされるような仕組みづくりを検討していきます。

- 武蔵野大学との連携
平成14年5月に、西東京市と武蔵野大学とで地域のまちづくりを進めていくために締結した協定に基づき、同大学の実施する市民講座への市民参加や同大学の教授陣の協力による、教育委員会の各種施設での文化・スポーツ事業の実施に努めます。
- 市内の高校との連携
市内の都立・私立高校や都立養護学校等との連携を図り、公開講座等の事業に協力すると共に、市民が積極的に参加できる方策を検討します。
- 早稲田大学、東京大学との連携

(7) 学習・文化・スポーツ活動を支える基盤の整備

情報化を中心とする技術革新と高齢化が進行する21世紀は、ますます市民の多様な学習要求が進むものと思われます。そのため、公民館、図書館、文化・スポーツ施設等の社会教育施設の整備を進めます。

公共施設の適正配置の検討を進めると共に統廃合による施設転用、市民のコミュニティの拠点確保も含めて、施設の有効活用を図ります。

また、これらの中で学習・文化・スポーツ施設全体について、受益者負担の考えに基づいた料金体系や時間帯の見直しを行います。

① 公民館施設の整備

社会教育施設の中でも、市民の生涯学習活動の拠点となる公民館は、地域の学習の場、つながりの場としての機能が期待されています。

公共施設の適正配置の検討の中で公民館の配置を見直します。同時に、地域学習情報提供の拠点整備や、地域コミュニティの構築や再生のための条件整備を図ります。

② 図書館施設の整備

公共施設の適正配置の検討の中で現行図書館の配置を見直すと共に、高度多様化する市民のニーズに対応できるサービスの推進を図るため、中央図書館建設も早期に検討します。

- 中央図書館建設の検討
- 既存施設のリニューアル

③ 文化施設の整備

市民の文化活動の活性化を図るため、発表、交流の場の整備を図ります。また、貴重な文化財を保護し、後世に継承していくことを基本に、市民の学習活動や文化活動、展示等に活用できるように文化施設の充実を図ります。

- 西原総合教育施設の郷土資料室を充実
- 伝統文化センターの設置の検討

④ 青少年教育施設の整備

青少年の多様な活動を支援するため、青少年教育施設である菅平少年自然の家の施設整備と改修を図ります。

- 菅平少年自然の家の年次別計画的改修と運営方法の検討
菅平少年自然の家の施設整備については、学校教育とも連携を取りながら、当面の使用に対して年次計画を立て、施設の補修整備に努めます。また、管理運営についても、そのあり方について見直します。

⑤ スポーツ施設の整備

新たな施設整備及び既存施設の一層の機能充実や活用を図り、市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズにこたえられるよ

う、施設整備を進めます。また、今後、体育施設の管理運営については、統一的に（財）文化・スポーツ振興財団を活用することに伴い、スポーツ振興を支援する立場から、施設整備についても、（財）文化・スポーツ振興財団と十分な連携を図っていきます。

- ひばりが丘団地建替えに伴うグラウンドの整備
ひばりが丘団地の建替えに伴い、西東京市と独立行政法人都市再生機構との協定に基づき、団地の中のスポーツ施設については、都市再生機構が整備を図り、西東京市が管理をしていくことになっています。これらのことから、現在の団地内のグラウンドを夜間照明のついたサッカー場、野球場、テニスコートなどや地区体育館、会議室等を含めた複合施設の確保に努めていきます。
- 西東京市体育館の建替え
田無庁舎に隣接する市体育館の老朽化に伴い、平成 18 年度のオープンに向けて建設を進めています。利用者相互の交流の場として機能するよう十分配慮し、スポーツ施設と文化施設双方の機能を兼ね備えた施設としています。
- 予定されている東京国体（平成 25 年度）に向けての環境整備の検討

⑥ 学校施設・民間施設の活用

地域社会の教育力を高めるためにも、地域住民の生活に身近で、多くの学習機能を備えている学校や民間施設等、地域社会にある既存の施設を積極的、多面的に活用していきます。

- 学校施設開放事業の見直し
施設開放事業の遊び場開放事業については、土・日や平日の開放の時間帯設定等についても、制度をわかりやすくし、利用しやすい統一した制度への整備を早急に図り、より一層の充実に努めます。
- 校庭、体育館のほか、特別教室など施設開放の拡充
- 企業、都立高校、大学等のスポーツ・文化施設の活用
武蔵野大学や早稲田大学、市内各種企業の文化・スポーツ施設が利用できるよう関係機関に働きかけていきます。